



保税制度をご利用されているみなさまへ

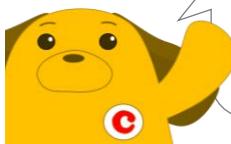
1 「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を公表しました！



保税の制度・運用の見直しを進めるため「国際物流の動向を踏まえた保税制度のあり方について」を2024年6月14日にとりまとめ、公表しました。とりまとめに基づき、今後様々な施策を検討・推進して参ります！

詳しくは、税関HP内の[保税ポータル](#)をご覧下さい。

2 保税制度の利便性向上を図るための運用の見直しを行いました！



保税制度の利便性向上を図るため、[関税法基本通達等の改正](#)（2024年7月1日施行）を行いました。

詳しくは、税関HP内の[所管法令等](#)をご覧下さい。

運用の見直しを行った主な事項

■工事の協議・届出対象の明確化

- 保税地域における工事について、税関に協議や届出を行って頂く必要があるものを整理しました。また、災害復旧等のため緊急を要する工事を行う場合、税関に事前に連絡の上で工事に着手することができるようになりました。

■保税台帳のバックアップ・データの保存方法の平準化

- 保税台帳の保存を電子データにより行う場合のバックアップ・データの保存方法について、クラウドサービス等を利用することができるよう、運用を平準化しました。

■保税運送時の「申告価格」の省略対象の拡大

- コンテナ詰貨物や仮陸揚貨物の保税運送について、保税地域の被許可者や貨物管理者、通関業者、船会社等が申請を行う場合は、「申告価格」の記載を省略できるようになりました。

※NACCSの入力方法については、NACCSセンター掲示板をご確認ください。

■保税地域の延べ面積の算定方法の簡素化

- 保税地域の許可等の際に必要となる延べ面積の算定について、蔵置場の図面や不動産登記の際に作成した図面を活用できるようになりました。

■航空貨物の保税運送における帳票の省略

- 航空貨物の保税運送について、印刷した帳票※の携行が不要となりました。

※ 包括保税運送の個別運送における「SLIP FOR TRANSPORTATION」等